

企業再生にはどんな手続きがあるの？

私は40歳の頃、勤務していた運送会社から独立し、現在は従業員14人、トラック14台を抱える運送会社を経営しています。昨年の売り上げは約1億5000万円です。2か月前、お得意先の食品会社が倒産してしまい、未収が発生してしまいました。売り上げは1億4000万円程度まで回復し、少しの黒字は出せるのですが、来月末の銀行への支払いと下請け業者への支払いの見込みが立ちません。

Q&A

企業再生への道



ルート法律事務所
高山智行弁護士
電話 06 (631
1) 0065 番

御社の場合、若干でも黒字が出せるのですから、破産してしまうのは惜しい事案です。そこで、会社を存続させるには、①リスケジュールか②民事再生という方法を検討しましょう。

①リスケジュールは、銀行や取引先と交渉し、月額の支払い額を減額してもらう手続きです。特に、現在は中小企業金融円滑化法という法律が平成25年3月末まで施行されており、銀行はリスケジュールに応じることが多くなりました。御社の場合でも銀行との交渉

によって、たとえば毎月の支払い額を半分程度にしてもらうということが考えられます。ただし、リスケジュールの場合、金融機関は負債そのもののカットには応じないことがほとんどですので、企業再建の抜本的解決にならないことがあります。また、燃料代などの買掛金については、個別交渉がまともないと手形不渡りになってしまふ恐れがあります。

②民事再生は、裁判所の関与の下、債務の8割から9割の免除を目指す手続きです。免除後の負債を最大10年で返済すれば負債はなくなるので、会社の抜本的な再建に向けた手続きです。また、買掛金などの支払いや手形債務についても、裁判所の決定に従って棚上げできるのが長所です。一般的には民事再生を行った場合、倒産による風評被害があらうるのですが、御社のような運送業の場合、一般消費者向けの商売をしているわけではないので風評被害は少ないと考えています。

もっとも民事再生の場合、裁判所に納める費用がそれなりに高額となること（一般的に50万円以上）などの問題があります。